

地方自治法施行令第167条の2第1項 早見表

第1号・・・予定価格が規定額以下（少額随契）。（次ページ参照）

第2号・・・性質または目的が競争入札に適しないもの。

第3号・・・障害者支援施設、シルバー人材センターへの発注。

第4号・・・ベンチャー企業育成目的の新商品買入れ。

第5号・・・天変地変その他緊急の場合。

第6号・・・競争入札に付すほうが随意契約より明らかに不利な
場合。

第7号・・・時価に比して、著しく有利な価格で契約できる場合。

第8号・・・不落（不調）随契。

第9号・・・落札者が契約を締結しない場合。

【長与町財務規則より】

(随意契約)

第104条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。

| | |
|------------------|--------|
| 1 工事又は製造の請負 | 200 万円 |
| 2 財産の買入れ | 150 万円 |
| 3 物件の借入れ | 80 万円 |
| 4 財産の売払い | 50 万円 |
| 5 物件の貸付け | 30 万円 |
| 6 前各号に掲げるもの以外のもの | 100 万円 |